

愛知県水防計画の変更（案）要旨について

1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信、連絡、水門等の操作、水防団等の活動及び水防管理団体間の応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 平成29年度愛知県水防計画の主要な変更点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更した。

平成29年度重要水防箇所集計表

	平成29年度		平成28年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減		
	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	
河川	国	638	305	638	305	5	1	5	1	0	0
	県	342	121	363	132	31	12	10	1	▲21	▲11
	市町村	129	82	129	81	6	4	6	5	0	1
	小計	1,109	508	1,130	518	42	17	21	7	▲21	▲10
海岸	17	16	17	16	0	0	0	0	0	0	
ため池	263	24	194	15	33	2	102	11	69	9	
合計	1,389	548	1,341	549	75	19	123	18	48	▲1	

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（法7条1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである（法7条4項）。

(2) 「洪水予報河川」、「水位周知河川」の水位設定の変更

これまでの災害の教訓を踏まえ、国のガイドライン等において、避難勧告の発令判断の目安となる水位が、避難判断水位から氾濫危険水位へ見直されたことから、氾濫危険水位等の設定を国の要領に基づいて、最近の水位の上昇速度や避難にかかる時間などを考慮し変更した。

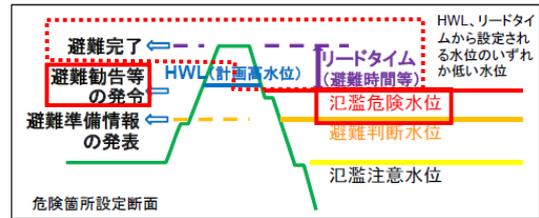
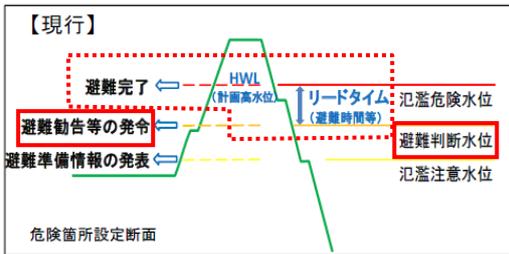
今回は、排水機の排水調整と密接に関係している新川等を除く26河川の27基準地点（水位観測所）の水位を変更している。

○見直しの概要

避難完了の水位をH.W.L(計画高水位)相当から堤防天端へ変更

・見直し前

・見直し後



○水位見直しを行った河川

洪水予報河川

天白川、境川、逢妻川

(3河川)

水位周知河川

八田川、矢田川、香流川、内津川

扇川、山崎川、大山川、五条川

青木川、領内川、蟹江川、福田川

阿久比川、矢作古川、乙川、広田川

猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川

柳生川、梅田川、佐奈川 (23河川)

